

令和2年4月9日

都道府県団体長 様

全日本私立幼稚園連合会

総務委員長 坪井 久也

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン

(令和2年4月7日改訂版)

日頃より、本連合会の諸活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨日、新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、安倍総理大臣より「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われました。

それに伴い、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂版が発出されました。今回の改定部分は<参考資料>【赤字】で示された箇所です。

今回の改訂版では、新たに特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域における臨時休業の考え方が示され(1(3))、また、8の預かり保育については縮小実施しつつも必要な者へは提供を確保するよう要請する内容となっています。

今後、新型コロナウイルス対策に関して各都道府県等地方自治体の対応を注視し、連携を図っていただくとともに、様々なご意見、ご要望があれば全日私幼連事務局までご相談いただけると幸いです。

以 上